

意見書

平成16年8月24日

総務省 総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒461-8680

なごやしひがしくどうしんちょう1ばんち
名古屋市東区東新町1番地

ちゅうぶでんりょくかぶしきがいしゃ
中部電力株式会社

ほんぶ でんしつうしんぶ
IT本部 電子通信部

けいかく ちよう
計画グループ長

みやこし こういち
宮腰 浩一

TEL

mailto:

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に対する意見

電波利用料については、これまで免許人の負担軽減と料額の公平性について機会ある毎にお願いをしてきました。今回の最終報告書（案）では、「電波の経済的価値を勘案した使用料の概念」が導入され、料額の公平性が一段と考慮されることと思います。

しかしながら、電波の経済的価値を一律に採用して料額を決定されると、一部免許人にとっては、大きな負担増となることが予想されます。このため、技術的特性を有する無線機などについては、料額の算定において一定の基準を設けるなど法外な電波利用料を徴収することの無いよう要望いたします。

第4章 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方

第3節 量的要素の勘案

(意見)

料額算定に量的要素（使用する帯域幅や使用地域の範囲）を勘案する場合は、その使用機器の目的や技術的な特性を十分考慮した算定としていただくようお願いします。

またこれと並行して、電波利用料額の上限を設定するなど免許人の負担軽減を考慮願います。

第4節 料額算定におけるその他の要配慮事項

(意見)

公益事業は、通常の市場活動を超えたユニバーサル・サービスとしての責務が課せられているため、公共性に準ずるものとして取り扱っていただくようお願いします。

以 上